

学位論文審査報告

わが国の法人税改革と法人税負担の長期分析

立命館大学大学院経済学研究科経済学専攻博士課程後期課程 2010年3月 修了

三好ゆう

学位の種類 博士（経済学）
授与年月日 2010年3月31日
学位授与の要件 本学学位規程第18条第1項

〔論文内容の要旨〕

1) 本学位請求論文「わが国の法人税改革と法人税負担の長期分析」の目的は80年代末から21世紀初頭にかけて改編された日本の法人税について、企業規模別、及び産業別に長期的な負担水準、ならびに負担配分を分析し、法人税の構造変化の特質を確定することであり、次の4つの研究課題を設定する。第1に、1980年から2005年の26年間を対象に、法人税の平均負担水準をあとづけ、分析する。第2に、同期間の企業規模別、及び産業別の法人税の負担水準を計測し、負担格差の程度、動向を明らかにする。第3に、長期的に見られる法人税負担の格差の要因について、法人税への加算額、税額控除額、課税ベースの広狭の観点から分析する。第4に、法人税の負担水準の変化と税負担率の格差について企業システム論の視点から考察する。

上記の研究目的と課題にしたがって、本論文は次のように序章と終章、及び5章から構成される。

序章 研究の方法

第1章 わが国の法人税改革と企業規模別税負担の長期分析

第2章 負担格差の要因分析—法人税への加算額および税額控除額が及ぼす影響—

第3章 負担格差の要因分析—課税ベース拡大の影響—

第4章 法人税の産業別税負担の長期分析

第5章 企業システム論と法人税研究

終章 まとめと今後の課題

2) 序章では研究の視点と独自性が示されているが、概ね次の内容である。1980年代末から新世紀初頭にかけてのわが国の税制全体が抜本的改編を受け、シャープ以来の税体系の考え方が転換し、体系自体が構造的に変化した。これは日本の経済社会の変容に照応する形で、政策基調がケインズ主義から新自由主義へ転換したことに伴うものであった。法人税制の改編は税制改革の重要な一環であり、3次の改編を通じて大きな変貌を遂げた。法人税の改編は税率の大幅引き下げに見られるように、大規模なものであり、これによって法人税の負担水準や負担配分に重大

な変化が生じたと想定された。この問題の評価を確定するためには法人税改編前、その過程、改編後の期間について、負担率を用いた長期的な時系列分析が必要となる。

この期間を対象とした法人税研究は多くあるが、代表的なものは次の5つである。戸谷裕之（1994）、内山昭（1996）、田近栄治・油井雄二（2000）、跡田直澄編（2000）、林田吉恵（2002）（2004）である。本論文はこれらを詳細に検討し、個々の論点には重要な成果があるものの次の限界があると総括する。第1に、研究の主要部分が単年度分析であり、法人税改編による負担水準や負担配分の構造変化が明らかになっていない。第2に、法人税全体を対象とした平均率による分析か、せいぜい大法人と中小法人の区分による研究にとどまる。第3に、特定のデータ利用による分析対象が限定された企業群、ないし製造業のみの分析であり、全体像が必ずしも解明されていない。本論文はこの限界を克服する試みであり、研究の独自性として3点があげられる。1つは1980年から2005年を対象期間とした長期分析であること、その2は、法人企業全体を規模別に8つに類型化するとともに、6つの主要産業に関する法人税の負担分析であること、その3は、法人税の構造変化を根底において規定した企業システムの変化との関係を考察したことである。

つぎに各章の内容を簡潔に紹介する。

第1章ではまず、1980年代から21世紀初頭にかけて遂行された3段階の法人税改編が、大幅な税率水準の引き下げと課税ベースの拡大、連結納税制度の導入などの特徴を持つことを示し、負担水準や負担配分が劇的に変化したことを整理する。具体的には法人税の国税収入に占める地位が低下するとともに、平均負担水準が約10%低下した。負担配分では資本金10億円以上の法人分が約50%を占めるが、負担率は最も低いこと、これに対して、最も高いのは資本金5000万円以上～1億円未満の法人、または同1億円以上～5億円未満の中堅法人であった。

第2章では法人税への加算額、税額控除を負担率の分子に算入した複数のケースを設定して企業規模別の長期的な負担率を計測し、これらの負担格差への影響を分析する。加算額に関しては80年代、90年代に土地譲渡税額が負担格差に大きく寄与していたが、2000年以降は留保税額の影響のみとなる。税額控除に関しては外国税額控除の影響が決定的であったが、90年前後からは所得税額控除がこれに取って代わる。この変化は80年代に巨大法人を中心に日本企業の多国籍企業化が進行したこと、また90年代以降巨大法人の金融資産の保有が増大したことを反映する。

法人税改革の大きな特徴の1つは課税ベースの拡大にあったが、第3章では減価償却、引当金の取扱いを中心に、それらが法人税負担率の格差に与えた影響を分析する。減価償却、引当金とも、80～90年代、課税ベースを圧縮する大きな要因であったが、98—99年の改革は両者の取扱いについて課税ベースを拡大する方向に変更した。これによって賞与引当金、退職給与引当金の損金算入は廃止され、貸倒引当金の損金算入限度額は大幅に縮小された。しかし、大法人における減価償却や貸倒引当金の利用金額は大きく、企業規模間の負担格差を減少させる要因とはなっていない。

第4章では法人税改革を挟む25年間について、主要産業の動向を概観したうえで6産業を対象に負担水準および産業間の負担配分の変化が分析される。この期間、産業上の地位から機械工業が税収配分において一貫して最上位であり、2000年以降は運輸通信公益産業がその地位を高める。他方6産業間に顕著な負担率の差異があり、それは80年代から90年代にかけて4～5ポイント程度であったが、98—99改革以降さらに拡大傾向にある。また6つの産業のいずれにおいても巨大

法人の負担率は目立って低位にある一方、資本金5千万～5億円未満の中法人、中堅法人の負担率が相対的に高いことが確認される。

第5章では法人税の特質が産業構造と密接な関連を持つ企業システムに規定されることに着目し、研究の対象期間について法人税の負担水準や負担率格差と企業システムの変化との関係を考察する。わが国の企業システムは1990年代前半まで会社主義的性格を濃厚にもってきたが、企業システムに関する先行研究をふまえて、日本の企業システムがアメリカ型、ないしアングロ・サクソンのコーポレートガバナンスの影響を受けて大きく変化し、アングロ・サクソンの、及び会社主義的特徴を併せ持ったハイブリッドな企業システムが広く普及しつつあることを示す。そして3次にわたる法人税改革は、企業システムの変貌に照応した修正、または調整であると評価している。

終章は本研究のまとめである。分析の結果は次の4点である。第1に、法人税の負担はこの四半世紀に約10ポイント低下したが、その基本要因は税率引き下げの効果が、課税ベース拡大のそれを大きく上回ったことによる。第2に、3次にわたる法人税改革で負担水準は各類型、各産業とも大幅に引き下げられたものの、26年間を通じて企業規模別類型、及び主要産業間で一定幅の負担格差の構造が継続し、巨大法人の負担率が一貫して低位にある。第3に、負担格差の要因は法人税への加算額、税額控除、課税ベースの変更のいずれもが寄与している。第4に、グローバル化の進展やメガコンペティションの激化に対応してわが国の主要企業のシステムは大きな変容を遂げているが、法人税の負担水準の引き下げや抜本的改編は、企業システムの重要な転換に照応しての修正あるいは調整であるとみなされる。これらの結論は以下の含意を有する。第1に、大法人、巨大法人は高い担税力を持つにもかかわらず、法人税負担率は構造的に低位であり、一定幅で負担増大の受入れ余地がある。他方で中小法人は相対的に負担水準が高いが、大きな雇用吸収力を有し、地域の産業クラスターとしていっそう大きい役割を期待される点からも軽減措置拡充に合理性がある。第2に、法人税の改編や負担配分の研究においては、企業の会社主義的特徴の後退、ハイブリッド型企業の普及に見られる企業システムの動向との関連性に絶えず注視することが不可欠である。

〔論文審査の結果の要旨〕

本研究は1980年代末以降の四半世紀におけるわが国法人税の改編、構造変化をあとづけ、長期的な負担水準、及び負担配分に関する最初の本格的な研究であり、以下にあげる優れた成果を有する。法人税負担の先行研究のほとんどは単年度、または法人企業全体、ないし製造業を対象にした研究にとどまるところから、次の点でその限界を克服したものであり、税制研究に新しい知見を加えたものと評価できる。

第1に、法人税の平均負担水準、細分化した企業規模別、及び6大産業の負担分析において綿密かつ膨大な作業を行い、長期的な負担水準の変化や負担格差構造の析出自体に高い評価を与えることができる。実証的な検討は緻密な計測作業がベースとなり、その結果は決して単純ではないが、この計測作業の成果が明快な論理の流れで論証され、説得的な記述となっている。

第2に、8つに類型化した企業規模別、及び6大産業の負担水準や格差構造の分析が緻密に行われ、析出された格差構造に対する評価はきわめて整合的であり、水準の高いものである。これ

が可能になったのは三好氏の確固たる問題意識のゆえに他ならない。すなわち、日本経済全体の構造変化に沿った税制の再編が1980年代以降の法人税の分野で最も典型的に見出されるという問題意識である。

第3に、企業規模別負担分析自体の成果である。本研究は法人企業を資本金階級で個人企業的な零細法人、中小法人（2類型）、中堅法人（2類型）、大法人（2類型）、巨大法人の8つに類型化している。そして複数の指標でそれぞれ負担率を計測し、負担水準はほぼ10ポイント低下したものの、負担率格差は長期的に継続し、巨大法人において負担率が最も低いことを示した。そしてその要因は時期によって軽重があるものの、外国税額控除や所得税額控除、課税ベースを規定する減価償却費や引当金の扱いによるものであることを解明した。

第4に、わが国の産出高や雇用において主要部分を担っている、機械工業、化学工業、建設業、不動産業、運輸通信公益産業、金融保険業という6大産業を取り上げ、法人税の負担水準や負担格差の実態を明らかにしたことも、法人税研究を一層掘り下げたものとして評価できる。25年という長期間を対象としているだけに、法人税の負担配分（納付額）の変化が各産業の盛衰と軌を一にしていることを明瞭に示しており、この成果は経済学的にも重要な貢献であるといえる。

第5に、法人税研究と企業システムとの関連性に着目する研究者はそれほど多くないが、法人税のあり方は経済政策や世界市場における競争と密接な関係を持つことから、このアプローチに積極的な評価を与える。わが国の企業システムは、株式の相互持ち合いの解消、メインバンク・システムの後退、労働編成における非正規雇用の拡大に見られるように会社主義的性格が希薄になるとともに、アングロ・サクソンのコーポレートガバナンスを広く導入してきた。今日なお、現在の企業システムの特質を規定する支配的な学説は確立しているとは言えないが、自己の主張を明確に示し、これと法人税の負担問題との関係を総括したことは特筆に値する。

本研究の重要な成果は2007年度の日本財政学会第64回大会（明治大学）、および同年の日本租税理論学会第19回大会（立命館大学）で発表され、高い評価を受けた。また本学位論文の基礎となった論稿は本学経済学会の紀要『立命館経済学』に4回にわたって掲載され、さらに日本租税理論学会の研究叢書19号『グローバル化と税制』（2008年、法律文化社刊）に収録されていることを付記する。

本研究の優れた成果にもかかわらず、避けられなかった研究の不十分さがあることも事実である。第1に、法人住民税、法人事業税を含めた法人3税の負担率の計測や分析に至っていない。地方法人課税には税額計算方法に一層の複雑性があるため、推計方法の工夫が求められる。また外国税額控除は法人住民税を軽減するので、この点を視野に入れると、研究は一層豊富化したと思われる。第2に2002年から連結納税制度が導入され、今日かなりの数の企業グループがこれを選択しているが、本研究では資料的な制約から除外されている。なんらかの分析手法を開発することが望まれる。このほか、法人税改革は研究対象期間にレーガン税制改革やサッチャー税制改革においてもその一環として行われているから、それらの研究成果をとりこむと説得力は一層高くなったと言える。また代表的な企業に関するいくつかの事例分析があると法人税自体の分析や、企業システムとの関係の究明もいっそう深まると考えられる。

これらの問題は今後取り組まれることが期待される研究課題というべきであり、本研究の価値を少しも減じるものではない。

以上の審査結果から、審査委員会は本論文が博士学位を授与するにふさわしい研究であると評価するにいたった。

〔試験または学力確認の結果の要旨〕

本学位請求論文について2010年1月9日（土）13時から公聴会を実施し、続いて15時から口頭試問を行った。公聴会において申請者は出席者の質問、コメントに対し十分な回答と説明を行い、本研究の意図、成果について参加者の理解はより深まったものと評価できる。審査委員3名で行った口頭試問では法人税負担の企業規模別、産業別分析の意義の確認、代表的企業の事例分析を加えることなど今後の課題に関して、さらに厳密な質疑が行われた。申請者はこれらに対する的確な回答を行い、本研究の特徴や成果が一層鮮明になった。

以上によって、審査対象論文を本学学位規程第18条第1項による博士（経済学 立命館大学）の学位授与にふさわしい研究と認める。

審査委員会	主査	立命館大学経済学部教授	内山 昭
	委員	東京大学社会科学研究所教授	渋谷 博史
	委員	立命館大学経済学部教授	宮本十至子

中国企業の多国籍化

立命館大学大学院経済学研究科経済学専攻博士課程後期課程 2010年3月 修了

方 帆

学位の種類 博士（経済学）
 授与年月日 2010年3月31日
 学位授与の要件 本学学位規程第18条第1項

〔論文内容の要旨〕

中国経済は1978年末に改革開放政策に転じて以降現在まで、対内直接投資（inward foreign direct investment）を大きな梃子にして高度経済成長を継続し「経済大国」へと台頭してきた。他方、21世紀に入ると対外直接投資（outward foreign direct investment）を急増させ巨大な資本輸出国になりつつある。中国企業の多国籍化が本格的に展開され始めるようになってきたのである。

方帆氏の博士学位請求論文「中国企業の多国籍化」は、この中国企業の多国籍化を研究テーマに取り上げ、多国籍化の実態を解明すると共に理論化を試み、さらに中国企業の大きな弱点のひとつである技術上の劣位を克服する方策について検討した労作である。中国企業の多国籍化はまだその初期段階にある新しい現象であるが、それにいち早く着目し考察を加えた本論文は path-breaking な貴重な研究成果であるといえることができる。

本論文は、以下のように序章、補章を含む4つの章、および終章から構成されている。

- 序 章 課題と研究方法
- 第1章 多国籍化の実態
- 第2章 中国型多国籍企業モデルの検証
- 第3章 中国型多国籍企業の先進国における技術獲得
- 補 章 中国発・多国籍企業—丸川知雄・中川涼司編の新著に寄せて
- 終 章 まとめと今後の課題

本論文の構成に沿って、以下その内容の要旨を述べたい。

序章において、本論文の課題と研究方法が明示されている。本論文の課題は、中国企業の多国籍化の実態を分析しその特徴を解明すると共に、中国型多国籍企業モデルを構築することにある。この課題を成功裏に遂行するには、しかし、独自の困難が存在する。

まず、中国企業の多国籍化の実態解明に必要なマクロデータ（対外直接投資統計）がこれまで十分に整備されてこなかったという制約がある。しかし、21世紀に入り対外直接投資（以下、FDIと略記する）が大量現象になるに伴い、中国政府も統計整備に努めるようになり、商務部は2003年から「中国対外投資統計公報」、05年から『中国商務年鑑』等においてそれを公表するようになってきている。筆者はこれら中国側の統計（中央政府のみならず省政府や市政府、また国有銀行等

が発表する関連統計を含む)を利用すると同時に、国際機関(とりわけ、UNCTAD, *World Investment Report*, 各年版)や日本で入手可能な資料(日本貿易振興機構の『ジェトロ投資白書』や『中国経済』)等を収集し分析に努めている。それに加えて、マイクロデータ(個別企業事例)を広範に渉猟し、さらに中国でのヒヤリング調査を行うことで、その実態に迫ろうとしている。

次に、中国の多国籍企業を理論的に研究する上でも独自の困難が存在する。周知のように、S. Hymer (1960)の研究を嚆矢とするこれまでの伝統的多国籍企業論は欧米先進国(とりわけ米系)の巨大な多国籍企業の行動と経験を踏まえて、「特別な優位性」(specific advantages: 先進技術、ブランド、経営ノウハウと情報、マーケティング・スキル、市場へのアクセス、等々)を前提にして理論が組立てられている。他方、筆者も強調するように後発多国籍企業として中国企業はこの優位性が乏しいないし欠如しているという特徴を持っており、伝統的な多国籍企業論で説明することが困難である。優位性のない中国多国籍企業をどのように理論的に説明するかという視角から、筆者は内外の主要な先行研究—康榮平・柯銀斌(2001)、魯桐(2003)、呉勤学(2006)、井手啓二(2004)、天野倫文・大木博巳(2007)、高橋五郎(2008)、丸川知雄・中川涼司(2008)、Telentino(1993)、UNCTAD(2006)、Larcon(2009)、等—についてサーベイしている。その結果、先行研究の多くが、1) 優位性を前提とした伝統的な多国籍企業論のフレームワークの枠内で説明を試みており、優位性を持たない中国多国籍企業の特徴に焦点を当てていない、2) したがって、中国多国籍企業が優位性を獲得する主要な方策(M & A型FDIをルートにした逆技術移転)に関する研究が立ち遅れている、3) しかし他方では、中国多国籍企業が独自に有する外部的な優位性(政府の支援戦略、とりわけ資金援助)を軽視している、という限界と問題点を有していることが鮮明に示される。

筆者は、まず中国企業の多国籍化の実態解明を行い、その特徴、形態、目的等を明らかにする。その際、多国籍化を促進する要因として1) WTO加盟のインパクトと2) 政府の支援戦略を重視している(第1章)。次いで、先行研究の限界を乗り越え筆者独自の中国型多国籍企業モデルの構築へと向かう。モデルの構築は、1) 中国企業の優位性の検証と2) モデルの提示という2段階構成で行われている(第2章)。中国型多国籍企業モデルの特徴をより一層解明するために、優位性を持たない中国企業が多国籍化を通じて、とりわけM & A型FDIによる逆技術移転を通じて、優位性を獲得するプロセスが明らかにされている(第3章)。中国多国籍企業が有する外部的な優位性(政府の支援戦略、とりわけ資金援助)という筆者の論点を補強するため、最近の優れた研究成果の一つである、丸川知雄・中川涼司編『中国発・多国籍企業』(同友館、2008年)を取り上げて政府と企業のアライアンスについて論評を加えている(補章)。これまでの研究を受け成果と論点を整理すると共に今後の研究課題を明らかにするのが終章の役割となっている。このように本論文は構成されており、その課題と方法が的確に説明されている。

第1章「多国籍化の実態」では、まず統計資料を駆使して中国のFDIの展開について述べている。中国のFDIは、同国が1978年末に改革開放政策に転換して初めて開始されたものであるが、筆者は現在までの展開を2001年を画期として大きく2つの時期に区分している。第1期(1979—2000年)はさらに3つの小時期に区分され次のように年平均の投資額と設立企業数を示す—①1979—86年(0.29億ドル, 34.6社)、②1987—95年(1.84億ドル, 178.3社)、③1995—2000年はアジア経済危機の影響等により減少傾向—ことにより、それが極めて低水準にあったことが明

らかにされている。その背景には、外貨準備等の制約のため政府による FDI の規制策があった。この状況は2001年を画期として、21世紀に入ると一変する。FDI（フロー）は、2001年（7.0億ドル）→2003年（28.5億ドル）→2005年（123.6億ドル）→2007年（246.4億ドル）→2008年（418.6億ドル）と急増しており、FDI（ストック）も2001年末（44.8億ドル）から2008年末（1,104.1億ドル）へと蓄積されてきている。このように、中国企業の多国籍化は21世紀に入って本格的に展開し始めた新しい現象であることが分かる。FDI が急増していった背景には、大幅な貿易収支黒字と大量の資本流入による外貨準備の膨張があり、保有する外貨の有効利用や貿易摩擦回避のために、FDI が促進されたということがある。

2001年を画期にして中国企業の多国籍化が本格的に展開していく上で、2つの重要な促進要因がある。1つは、2001年からの「第10次5カ年計画」に「走出去」（対外進出）政策が明記されたことである。中国共産党第16回全国代表大会（2002年11月）で江沢民は「対外進出戦略の実施は、対外開放の新段階における重大な方策である」と、中国企業の多国籍化が党と国家の重要な戦略であることを明言している。もう1つの要因は、2001年の WTO 加盟である。それにより、中国企業は国内市場でグローバル企業との激しい競争に直面し、否応なく圧縮化された企業成長の道を探求せざるをえなくなり、それが多国籍化を促進した。

21世紀に入ってからの中国企業の多国籍化の特徴として、①投資規模の増加スピードが速いこと、②業種別分布では、初期の貿易会社が主であったものが、製造業、サービス業、資源産業、等々へと拡大してきていること、③地理的分布では、従来のアジアとりわけ香港が中心であったものが、欧米先進国、アフリカやラテンアメリカ等へ拡大し現在約160カ国で活動していること、④大型国有企業が主体であること、等を挙げることができる。

上記の諸特徴に加えて、中国企業の多国籍化の最近の特徴として外国企業、特に中小の多国籍企業を買収する、M & A型 FDI が主流になってきていることを指摘しておかなければならない。例えば、2005年の FDI（フロー）123.6億ドルの内65億ドル（53%）、2006年の176.3億ドルの内70億ドル（40%）がそれである。政府の莫大な資金援助を受けて、後発の中国多国籍企業は、①グローバル市場でのシェア拡大、②新技術やブランドの獲得、③グローバルなビジネス情報や経営ノウハウの入手、等を目的にしてM & A型 FDI を活発に行うようになってきている。

第2章「中国型多国籍企業モデルの検証」では、まず途上国（筆者は中国を経済発展段階では途上国の範疇に属するとしている）からの FDI が近年増大し大量現象化してきており、それが重要な研究対象となってきていることを指摘する。UNCTAD（2006）によれば、途上国からの FDI（フロー）は1980年（30億ドル）→1990年（130億ドル）→2000年（1,470億ドル）へと増加してきており、世界全体の FDI に占めるシェアも1980年代前半の約2%から2005年には17%へと上昇してきている。途上国の中でも中国からの FDI は最も重要な位置とシェアを占めてきている。

こうして、途上国からの FDI が増加し、途上国発の多国籍企業が出現し、重要な研究対象になってきているのに対して、伝統的な多国籍企業論は適用可能か、と疑問を呈する。というのは、すでに少しふれたように、伝統的な多国籍企業論においては特別な優位性とその理論的前提に置かれており（Hymer=Kindleberger の命題）、それが先進国からの多国籍企業の行動と経験に依拠したものであるため、そのままでは途上国からの多国籍企業に適用できないという困難があるからである。しかし、現在の途上国の企業の中からは、自国内で先進国の多国籍企業と競争するだ

けでなく、他の途上国のみならず先進国への進出し競争するまでになってきているものも出現しているのである。

筆者は、本章において、中国企業の多国籍化を理論的に解明するためには、伝統的な多国籍企業論の枠組みでは説明困難であると判断し、優位性を持たない企業でも多国籍化が可能であるという全く新しい理論的試みが必要であるとして、中国型多国籍企業のモデルの構築を提起している。これが本論文のメイン・テーマとなっている。筆者は、そのモデルの構築に対して、2段階で取り組んでいる。

第1段階では、中国企業の優位性の検証が行われている。中国企業の優位性を検証するために筆者が用いた基準は、UNCTAD（2006）のそれである。UNCTAD（2006）は途上国と移行国からの多国籍企業に関して特集を組んだものであり、これら諸国からの多国籍企業の優位性の最も重要な源泉として、1）専門的知識と技術と2）投資本国の資源へのアクセス、の2つを挙げている。1）の内、とりわけ中国企業の技術水準に関する主要な先行研究—陳涛涛（2003）、朱華桂（2003）、安藤哲生他（2005）、科学技術部專題研究組（2006）、徐復（2006）、博陽・魏昕（2006）—をサーベイした上で、中国企業の技術革新能力が一般的に依然として低く外国企業との間に格差が存在していることを確認する。その理由として、①中国企業には技術導入を重視するがその吸収を軽視する傾向がありそのため技術水準が従来のそれに止まり陳腐化した時に再度導入するという外国技術への依存が形成されていること、②外資導入による技術のスピルオーバー効果が限られており格差是正に繋がっていないこと、③核心的な技術が依然として外国企業に掌握されておりその背景には外国企業のビヘイビアがあること、④中国国家統計局・企業調査チームが発表した統計データ（2002）によれば中国の2,710企業集団の内主要営業収入に占めるR & D支出費の割合が1%未満である手段が76.7%に達しているように研究開発の水準が低いこと、等がある。中国国家統計局が発表したこの分野の最新の統計資料（『2007年全国工業企業創新調査統計資料』2008年）もまた上記の諸点を確認している。このようにして筆者は中国企業の優位性の検証を行い、中国企業と外国企業との間には依然として技術水準に格差が存在すること、言い換えれば中国企業が技術上の優位性に乏しいことを明らかにしている。次は、2）投資本国の資源へのアクセス、についてである。この点に関して筆者は中国国有の3大政策銀行（国家開発銀行、中国農業發展銀行および中国進出口銀行。いずれも1994年に設立）を例に挙げて説明している。中国企業の対外投融資に関わっていない中国農業發展銀行以外の他の2銀行の内、国家開発銀行は2006年末までに106もの「走出去」プロジェクトを支援し、融資総額は187.6億ドルに達している。また、中国進出口銀行もまた2006年末までに656もの「走出去」プロジェクトを支援し、貸付累計額（実行ベース）は1,756億元に達している。このようにして筆者は、中国企業が政府の資金へのアクセスという優位性を持っていることを確認する。と同時に、この優位性は伝統的な多国籍企業論が理論的前提にしている企業が所有しているそれとは別種の、企業にとって外部的な優位性であることも指摘し強調している。

第2段階の中国型多国籍企業モデルへ進もう。筆者はその前提として、中国企業の多国籍化を促進した外部要因と内部要因について説明している。外部要因は、1）グローバル化の不均衡—①大量の対内FDIと少量の対外FDI、②大幅な貿易収支の黒字、および③外貨準備高の膨脹—と2）WTO加盟のインパクト、である。他方、内部要因は、1）国内市場でのグローバル企業

との競争激化，2）国内での原料資源の不足，および3）国内での過剰生産，である。このように内外の諸要因を踏まえた上で，筆者は中国型多国籍企業モデルに関する自説を提示する。それは、「(対外)進出する前に優位性を持たない企業が多国籍経営を通じて多国籍企業に成長するモデル」であり、「そのような企業は外国で技術資産を獲得し，企業特有の優位性を形成しようとしている」という。筆者はまた、「このように，中国企業が多国籍経営を通じて，初めて外国で優位性を獲得する説は，新しい観点あるいは仮説である。これは後発多国籍企業の成長モデルでもある」と自説を提示することの意義を強調している。

筆者の研究は，中国型多国籍企業モデルの提示だけに止まらない。筆者によれば，外国で優位性を獲得する企業タイプは大別して2つあるという。1つは，外国で先進技術を獲得して成長するタイプであり，この事例として南京汽車によるイギリスのローバー社買収等がある。他の1つは，ブランドを獲得して成長するタイプである。この後者のタイプには，外国で自らブランド力を形成するもの（事例としてハイアール等）と外国企業のブランド買収を行うもの（事例としてTCL等）がある。このように事例研究を行うことによって，筆者は自説を確認すると共に補強している。

前章（第2章）で自説を展開する際のキーワードは「外国で優位性を獲得する」ことであった。その方策について考察したのが，第3章「中国型多国籍企業の先進国における技術獲得」である。筆者によれば，中国企業は近年，技術導入や外国企業との合弁によって先進技術を獲得するという従来のパターンを止めて，FDIとりわけM&A型FDIを通じて先進国企業の優れた経営資源を自社に取り込もうとしているという。

この問題に取り組む前に筆者は，企業内国際技術移転について説明している。吉原英樹（2005）やUNCTAD（2005）によれば，それには，1）順移転（親会社から外国子会社への技術移転），2）水平移転（外国子会社間の技術移転）および3）逆移転（外国子会社から親会社への技術移転），の3つに分類されるという。その中の3）逆技術移転に関しては，これまでのところ先進国間と先進国とNIEs（韓国，台湾等）間のそれが主たるものであり，途上国と先進国間のそれは多くない。その背景には，途上国企業や途上国における外国企業が新技術を産み出す能力が不十分であるということがある。従って，逆技術移転に関する研究は少なく，中国企業によるそれについても分析は僅かである。

ところで，企業が対外進出する際に輸出ではなくFDIを選択するにはそれなりの理由がある。UNCTAD（2006）は，資産利用（asset-exploitation）型FDIと資産拡大（asset-augmentation）型FDI，という2類型を提示してその理由を説明しているが，それは伝統的な多国籍企業論に沿ったものに過ぎない。というのは，前者は企業の優位性を利用してFDIを行うものであり，後者はFDIを通じて優位性を増大するもの，であるからである。このUNCTAD（2006）の2類型に照らせば，Dunning（2001）の資産探求（asset-seeking）型FDI説は第3の類型と呼べるかも知れない。しかし，同説はDunning自身が言っているように多国籍企業の「コア・コンピタンス補完方式」であり，企業が既に所有しているコア・コンピタンスをさらに補強するという目的を持って，新しい技術やブランド等の資産を外国で探求するという内容のものである。

このように，これまでの見解を整理した上で，筆者は優位性やコア・コンピタンスを所有しない中国企業がFDIを行う理由として，新たに資産獲得（asset-acquisition）型FDIという第4番目の類型を提示する。つまり，資産（その中身は先進技術やブランド等々）を獲得して優位性を入手す

る目的で行う FDI である。近年の中国の FDI には、すでに少しふれたように M & A 型 FDI が主流になってきていることがあり、なかでも「一括方式」(one bundle)が増大してきている。その背景には、中国政府が FDI を通じた優位性獲得を強力に支援する戦略を採っているということがある。例えば、中国共産党第17回党大会(2007年11月)で、胡錦濤は「企業の研究開発、生産、販売などにおいて国際化経営を支援し、中国の多国籍企業とその国際的ブランドの育成を加速させる」と明言している。

中国企業にとって、FDI は逆技術移転の主要なルートになりつつある。中国政府の強力な支援を受けて、中国企業は近年「一括方式」の M & A 型 FDI に乗り出してきたが、その主たる内容は①技術的資産の買収、②ブランドの買収および③販売ネットワークの獲得、の3つである。「一括方式」の逆技術移転によって、優位性を持たない中国企業は、短期的に先進技術やブランド等を獲得できるだけでなく、先進技術を吸収するための技術吸収能力(外国人エンジニア)を買収先から取り込むこともできるのである。

このように説明した上で、筆者は中国企業による近年の M & A 型 FDI の主要例と事例研究—TCL(2003年、フランスの Thomson 社、カラー TV・DVD 等)、上海電機集団(2003年、ドイツの Wohlenber 社、工作機械)、同(2004年、日本の池貝製作所、機械製品)、南京汽車(2005年、イギリスの Rover 社、自動車)、薬明康德(2008年、アメリカの Appletee Laboratory Services 社、薬品検査)、等—を行いその実態を明らかにしようとしている。

補章では、本論文の研究テーマに関する新しい注目すべき研究成果が出版されたとして、丸川知雄・中川涼司編著『中国発・多国籍企業』(同友館、2008年)を取り上げて検討を加えている。

同編著においても、中国企業の多国籍化が本格的に展開されるのは21世紀に入ってから新しい現象であることが確認され、多国籍化の主要因として規制緩和と優遇策の導入が挙げられている。その上で、中国企業の多国籍化を、①後進市場の開拓、②戦略的資産の獲得、③資金調達、④効率の向上、および⑤上流部門の垂直統合、の5つのタイプに類型化して事例研究を行っている。取り上げられている分野(企業)は、石油産業(CNPC, Sinopec)、IT 産業(華為技術、レノボ)、IT ベンチャー(徳信、展訊、中星微電子)、自動車産業(奇瑞、吉利)、等々である。

筆者が注目し焦点を絞って論評している点は、編者の一人である丸川知雄氏(東京大学社会科学研究所教授)の「我々は中国企業の対外直接投資のなかに国策を反映した部分があることは否定しないが、それよりも、対外直接投資を中国企業の発展プロセスの中で理解すべきだと考える。いわゆる走出去戦略とは、これまで外貨確保のため対外投資に課していた厳しい制限を緩和する政策であり、規制が緩めば、企業の内在的な発展の論理から外国での投資を選択する中国企業がある程度出てくるのは自然の流れである」という見解である。この丸川知雄氏の見解に対して、筆者は政府の政策と企業の発展プロセスの両方が並行して作用しており、時には政府の役割の方がより大きい、と反論する。その論拠は、1) 走出去政策は単なる緩和策だけでなく促進策でもあるということと、2) 企業特有の優位性を持たない中国企業の初期の FDI においては政府の支援が不可欠である、ということにある。政府の支援がなければ、いまだ初期段階にある中国多国籍企業がグローバル市場で先進国企業と競争できるとは考えにくく、従って中国企業の FDI における政府の役割の重要性に注目すべきであるという自説を対置している。

終章では、本論文で解明した主要な論点について整理を行うと共に中国型多国籍企業の特徴に

ついて纏め、それらを踏まえて今後の課題を明らかにしている。

中国企業の多国籍化はまだその初期段階の新しい現象であるが、「特別な優位」を所有していないというその特徴の故に、伝統的な多国籍企業論では理論的な説明が困難である。それにも拘わらず、先行研究の多くは中国多国籍企業にも一定の優位性があることを前提にしてその分析を行っている。そこで、「私は中国企業の多国籍化に関する説得力ある理論を新たに構築する必要がある」と考え研究に取り組んだ、と本論文のメイン・テーマについて再度説明している。その立場から本論文の主要な論点を、①中国企業が企業特有の優位性をほとんど持たないことを証明した、②中国企業のFDIを支えてきた政府の役割を明確にした、③WTO加盟によって国内市場でグローバル企業との競争に直面した中国企業は否応なく圧縮化された企業成長の道を探さなければならなくなりそれが中国企業のFDIに繋がった、および④優位性を獲得するために行う中国企業の対先進国投資の実態と逆技術移転の特徴について明らかにした、と4つに整理している。また、中国型多国籍企業の特徴を、①技術吸収能力を含む企業特有の優位性をほとんど持っていない企業がFDIを行っていること、②そのような企業が先進国にも進出し先進技術を獲得しながら成長していること、並びに③企業特有の優位性を持たない企業のFDIを可能にした大きな要因とした政府とアライアンスがあること、の3点に纏めている。今後の課題として、①関係するデータがより一層整備され利用可能になるにしたがって中国企業の多国籍化の実態をさらに深く解明していくこと、②自説として強調した政府と企業のアライアンスについてより掘り下げて研究していくこと、③これもまた自説として強調した逆技術移転によって獲得し中国にもたらされた先進技術の効果について検証していくこと、を挙げて本論文を締め括っている。

〔論文審査の結果の要旨〕

本論文は、以下の3点において高く評価することができる。

まず第1点は、本論文の研究テーマである中国企業の多国籍化について実証と理論の両面にわたって徹底的なサーベイが行われ、それを通じて先行する研究の限界と問題点が鮮明に示されていることである。実証研究においては、マクロデータ（対外直接投資統計）の精査が行われ、かつミクロデータ（個別企業事例）を広範に渉猟し、さらに中国でのヒヤリング調査を行うことで、その実態に迫ろうとしている。理論研究においては、多国籍企業論のサーベイ—本報告においては紙幅の関係もあって、Hymer=Kindleberger理論を主に取り上げたが、その他の代表的な理論である、プロダクト・ライフサイクル論、内部化理論、折衷理論（OLI理論）、等々に関しても十分な検討が行われている—によって、それが後発の中国多国籍企業に適用するのは困難であることを明らかにしている。その上で、中国多国籍企業に関する先行研究について周到なサーベイを行い、その多くが、1）優位性を前提とした伝統的な多国籍企業論のフレームワークの枠内で説明を試みており、優位性を持たない中国多国籍企業の特徴に焦点を当てていない、2）したがって、中国多国籍企業が優位性を獲得する主要な方策（M&A型FDIをルートにした逆技術移転）に関する研究が立ち遅れている、3）しかし他方では、中国多国籍企業が独自に有する外部的な優位性（政府の支援戦略、とりわけ資金援助）を軽視している、という限界と問題点を有していることを浮き彫りにしているのである。このように、本論文は中国多国籍企業に関してこれまでに発表されてきた諸研究の中でも、最も包括的にサーベイし批判的な検討を加えたもののひとつであ

り、今後この分野の重要な文献として評価されていくものと考えられる。

第2点は、上記のサーベイを踏まえて、中国企業の多国籍化を理論的に解明するためには、伝統的な多国籍企業論の枠組みでは説明困難であると判断し、優位性を持たない企業でも多国籍化が可能であるという全く新しい理論的試みが必要であるとして、中国型多国籍企業のモデルの構築を提起していることである。このオリジナルなモデルの提起は、特筆に値する。モデルの構築は2段階で行われており、その論理の展開も説得的である。第1段階では、1) 中国企業が国際比較において技術上の優位性に乏しいないし欠如していることを証明する一方で、2) 政府の資金援助と支援戦略という、伝統的な多国籍企業論が理論的前提にしている企業が所有しているそれとは別種の外部的な優位性の存在を明らかにしている。第2段階では、中国企業の多国籍化を促進する外部要因と内部要因を検討した上で、自らのモデルすなわち「(対外) 進出する前に優位性を持たない企業が多国籍経営を通じて多国籍企業に成長するモデル」を提示すると共に、「このように、中国企業が多国籍経営を通じて、初めて外国で優位性を獲得する説は、新しい観点あるいは仮説である。これは後発多国籍企業の成長モデルでもある」とその意義を解説しており、加えて事例研究を行うことによって確認と補強をしている。

第3点は、逆技術移転による優位性の獲得の問題に関わる。企業内国際技術移転という研究分野の中でいまだ未開拓といって良い逆技術移転の問題に挑戦し研究を試みたことがまず評価される。が、その接近方法は筆者ならではの大変魅力的なものである。筆者は、企業が対外進出する際に輸出ではなく FDI を選択する理由に関する既存の研究を3つの類型、すなわち、1) 資産利用 (asset-exploitation) 型 FDI, 2) 資産拡大 (asset-augmentation) 型 FDI, および資産探求 (asset-seeking) 型 FDI, に分類した上で、新たに、4) 資産獲得 (asset-acquisition) 型 FDI という第4番目の類型を提示しているのであり、そのオリジナリティは高く評価される。このように資産獲得 (asset-acquisition) 型 FDI という新類型を提示した上で、それを逆技術移転の主要なルートとして関連付け、事例研究により証明している訳であり、その成果は顕著なものであるといわなければならない。

本論文の重要な研究成果は、2008年度日本比較経済体制学会全国大会(札幌大学)、および2009年度アジア政経学会西日本大会(名古屋大学)で発表され、中国企業の多国籍化に関する新しい研究として注目を集め高い評価を受けた。また、本博士学位請求論文の基礎となった論稿は本学経済学会の紀要『立命館経済学』に4回にわたって掲載されていることを付記する。

これらの成果にも拘わらず、避けられなかった不十分な点があることも事実である。第1に、筆者が提示した中国型多国籍企業モデルはオリジナルで魅力的なものではあるが、まだ粗削りな面も残している。今後精進し彫琢を加えることによってより完成度の高いものを作り上げる必要がある。第2に、筆者も今後の課題のひとつと自覚しているが、関係するデータがより一層整備され利用可能になるにしたがって中国企業の多国籍化の実態をさらに深く解明していかなければならない。言い換えれば、実態解明に不十分さを残している。第3に、自説として強調した逆技術移転によって獲得し中国にもたらされた先進技術の効果についての検証が不十分なことである。しかし、このような不十分な点は見られるもののそれは今後の研究課題と理解すべきものであって、本論文の研究成果の価値を減じるものでは決してない。

以上の審査結果から、本審査委員会は本論文を本学学位規程第18条第1項による、博士(経済

学（立命館大学）の学位に相応しい研究であると評価する。

〔試験または学力確認の結果の要旨〕

本論文に関して、2010年1月20日（水）午後2時より公聴会を開き、続いて午後4時から口頭試問を行った。公聴会では、申請者は出席者から出された質問やコメントに対して真摯な回答と説明を行い、本論文の主旨と成果に対して高い評価が与えられた。口頭試問においては、審査委員3名から本論文の内容に対してさらに深く掘り下げた質問やコメント、また本論文を踏まえた今後の研究計画等について、質疑が行われた。申請者はこれらに対しても的確に回答を行った。公聴会と口頭試問を通じて、本論文が学位請求論文に十分値する内容を有するものでありそのように評価できることが確認された。

したがって、本審査委員会は一致して、審査対象論文を本学学位規程第18条第1項による、博士（経済学 立命館大学）の学位授与に相応しい研究であるとの結論に至った。

審査委員会	主査	立命館大学経済学部教授	西口	清勝
	委員	立命館大学経済学部教授	松野	周治
	委員	立命館大学経済学部教授	田中	祐二